

**(記載例) 構内無線局 変更**

無線局変更等申請書・届出書  
免許状訂正申請書  
無線局免許承継届出書  
無線局記載事項等変更届出書

提出する日又は  
投函する日を記入

令和〇年〇月〇日

**【注意】「無線局事項書及び工事設計書」に変更する無線局の内容を記載し、本書に添付して提出願います。なお、1通の本書に複数枚の「無線局事項書及び工事設計書」を添付する事ができます。**

東海総合通信局長 殿

**変更項目に該当する箇所にチェック  
(下記参照、複数チェック可)**

電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けた  
いので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請  
します。

**以下の変更を行う場合**

- ・周波数、電波の型式、空中線電力の変更を伴う無線設備の変更を行う場合
- ・移動範囲を変更したい場合

電波法第9条第2項  
局免許手続規則第1

電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許  
手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記  
のとおり申請します。

**無線設備を変更するが、周波数、電波の型式、空中線電力には変更がない場合**

電波法第17条第2項又は第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工  
事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定  
する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免  
許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記  
のとおり申請します。

**周波数、電波の型式、空中線電力を変更する場合**

電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人  
(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書  
類を添えて下記のとおり届け出ます。

**住所、社名、団体の代表者などを変更する場合**

電波法第21条の規定により、無線局の免許状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請  
します。

**常置場所を変更する場合**

電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したの  
で、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

**社名変更、住所変更、団体の代表者変更の場合は、変更後の内容を記入  
【法人】登記上の本社(本店)住所・法人名、代表者の役職及び氏名を記入  
工場や支社・支店等での届出は不可  
【団体】団体の事務所の住所、団体名、代表者の役職及び氏名を記入  
事務所の住所での登録に不便が有る場合は、代表者の住所も可  
【個人】自宅の住所、氏名を記入**

1 申請(届出)者

住 所	都道府県 市区町村コード [ ] 〒 (461-0011) 愛知県名古屋市中区白壁 1-15-1
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ トウカイツツカブシカイシャ ダイヒョウトリシマリヤク トウカイ タロウ 東海総通株式会社 代表取締役 東海 太郎

**市町村コードは記載不要**



※法人の社名変更及び住所変更の場合は、新しい住所の証明書類として、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写しを同封願います

※変更後の免許状の受け取りを郵送で希望する場合は、以下の返信用封筒を同封してください

【免許状を折り曲げても良い場合】

長3封筒などに返信先の住所を記載し、110円切手(免許状が複数枚の場合はその重量に見合った切手)を貼ってください

【免許状を折り曲げない場合】

角2封筒(A4用紙が入るサイズ)等に返信先の住所を記載し、140円切手(免許状が複数枚の場合はその重量に見合った切手)を貼ってください

<書類の送付先>

〒461-8795

名古屋市東区白壁1-15-1 東海総合通信局 陸上課 企業担当 あて

【本件に関するお問い合わせ先】

〒461-8795

愛知県名古屋市東区白壁1-15-1

東海総合通信局 陸上課 企業担当

電話番号:052-971-9623

(平日 8:30~12:00 13:00~17:15)